

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、落札決定及び契約締結にあたっては、本調達案件に係る令和8年度予算（暫定予算を含む。）の成立及び予算示達が条件となることを了承のうえ、入札に参加すること。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 海洋生物付着防止剤購入（単価契約）
- (2) 仕様・規格 仕様書による
- (3) 数量 仕様書による
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所 仕様書による

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「物品の販売」で「A・B・C及びD」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号及び13号）を提出し、その審査に合格した者であること。

## 3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日時 令和8年2月18日～令和8年3月17日（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）  
（令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。）

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 水産庁九州漁業調整事務所会議室（福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日時 令和8年3月19日10時30分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和8年3月18日正午までとする。

## 6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

## 9 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 中村 克彦

令和8年2月18日

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)）を御覧ください。

# 海洋生物付着防止剤購入（単価契約）仕様書

- 1 件 名 海洋生物付着防止剤購入（単価契約）
- 2 仕様・規格 ドリュースパース767 SWT-25（25L入）
- 3 予定数量 60缶  
なお、予定数量は見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。
- 4 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 5 納入期限 発注を受けた日から20日以内
- 6 納入場所 福岡市中央区那の津2丁目4番地  
「（株）九州日新倉庫」付近 長浜船泊  
水産庁漁業取締船「白萩丸」又は「白鷗丸」
- 7 業務内容
  - （1）発注は、原則年4回（各船2回）程度それぞれ発注書により行う。
  - （2）納入にかかる一切の費用については、受注者において負担するものとする。
  - （3）その他詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要により打合せを行うこと。

## 8 環境負荷低減に向けた取組

### (1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

① 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

② 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ・エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- ・プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- ・物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ・みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。